

「武州・入間川プロジェクト」活動助成募集要領

「武州・入間川プロジェクト」とは、武州ガス株式会社、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、公益財団法人埼玉県生態系保護協会を主体として、入間川流域で環境保全活動を行っている市民団体等に対し、その活動を支援するために活動助成を実施しているものです。

皆様からのご応募をお待ちしております。

1. 趣旨

河川に関して市民の方々の関心を高め、入間川流域における自然環境の保全・再生・創出等に関し市民団体等が行う活動に対して、その費用の助成を行います。

本助成は、上記活動を基本としながら、治水・防災に関して、また、地域の歴史や将来の姿についても関心を高め、河川を利用した地域社会の活性化を目指します。

2. 助成対象

市民団体、学校等の非営利団体による公益的な活動を支援します。

3. 助成対象活動

下記に該当する活動に対して助成を行います。

①原則として入間川流域（入間川、越辺川等）の河川内で行う河川環境の保全・再生・創出に貢献する活動等。

②上記活動などに関係する学習会等の実施、環境・防災学習に関する活動。

※1 対象市町村：川越市、狭山市、入間市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、坂戸市、鳩山町、毛呂山町、飯能市、東松山市、嵐山町、小川町、ときがわ町、越生町、寄居町、東秩父村

※2 本助成は、申請された活動に対する助成であるため、決定後の活動内容の変更は原則認められません。

●助成対象となる活動例

- ・河川環境の保全・再生・創出に資する草刈り、施設の補修などの活動
- ・河川環境の観察、環境教育に資する活動
- ・河川の歴史・文化・防災に関する調査、体験学習 など

4. 助成対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月1日の間に実施する活動

（活動日によっては助成決定の通知と前後する場合があります。）

5. 助成内容等

助成金額

① 助成金額

1 活動あたり 20 万円を上限とし、申請は 1 団体 1 活動のみです。

代表者等が同一の他団体については、活動の趣旨等を勘案して、「入間川環境保全支援委員会」にて審査します。

② 助成対象費目

助成対象活動に必要な器具・材料の購入費（賃料を含む）、資料・報告書等の作成費とします。

助成対象となる費目例	助成対象とならない費目例
・活動に必要な器具・材料の購入費 ・資料作成・PR費用（チラシを含む） ・連絡通信費 ・活動会場等の使用料 ・保険料（活動に関係するもの） ・活動記録の作成費（写真代、コピーなど） ・活動に必要な講師等の謝礼・交通費	・活動スタッフの人件費・交通費 ・一般的な事務用品費等（デジカメ、FAX、ビデオカメラなど） ・食費

※助成対象となる費目については、申請する活動の目的や内容で必要性が明確となるようにしてください。

※来年度も活動が継続するものについては、継続の必要性、今回の対象期間、対象部分等がわかるようにしてください。

※助成にあたっては原則として最長 3 年とします。（内容を勘案して決定します）

③助成件数

10 件程度

評価の基準

以下の基準により審査し決定致します。

- ・河川環境への貢献度
- ・地域への貢献度
- ・実効性

	評価項目
活動範囲	・入間川流域を活動の場としている。 ・河川空間を十分に活用している。
河川環境への貢献度	・河川環境の保全等に対する貢献が顕著である。 ・環境教育の内容が具体的に盛り込まれている。 ・主な活動が河川清掃である場合は助成を行わない。 ・従来の河川環境に悪影響を与える恐れがある場合は助成を行わない。
地域への貢献度	・地域の住民と連携している活動である。 ・活動で得た成果を地域に還元できる。 ・防災教育の内容が具体的に盛り込まれている。 ・活動内容が地域の模範となっている。 ・娯楽や単発的なイベントが主な活動である場合は助成を行わない。
実効性	・活動の内容が具体的である。 ・応募書類に不備が多く、内容が不明である場合は助成を行わない。 ・活動目的が曖昧な場合は助成を行わない。 ・助成金の用途が不明・不相当である場合は助成を行わない。

6. 申請方法

申請用紙に必要事項を記入し、事務局あてに郵送、FAX又は電子メールで提出してください。
 なお、応募書類の返却はいたしません。ご提出いただいた個人情報については適正に管理し、審査の目的以外には使用いたしません。

7. 助成の決定

助成対象団体の選定は、入間川環境保全支援委員会（武州ガス株式会社、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、公益財団法人埼玉県生態系保護協会及び学識者で組織する委員会）において、書類選考を行い決定します。

結果は、令和8年4月下旬に申請者全員に通知するとともに、ホームページ、機関誌等により助成対象団体の団体名等を公表します。

なお、申請から助成金交付までの概ねのスケジュールは次のとおりです。

募集期間：令和7年12月1日（月）～令和8年3月13日（金）

審査：令和8年4月中旬（予定）

助成対象活動期間：令和8年4月1日（水）より令和9年3月1日（月）

実施報告書：実施報告書は助成対象活動完了後随時受け付け。

8. 助成を受ける団体の義務

助成を受ける団体は、原則として以下の事項を実施してください。

- ①活動を実施するにあたっては、「武州・入間川プロジェクト」ののぼり旗（貸与）を掲示し、また、活動助成を受けている旨を何らかの方法で明示すること。
- ②助成対象となった活動完了後、所定の様式（実施報告書）に必要事項を記入し提出すること。

なお、提出は令和9年3月5日（金）までとする。

※提出された実施報告書等については、「武州・入間川プロジェクト」活動助成事業事務局に
帰属するものとします。また、実施報告書等を基に活動事例集等を作成し、発刊誌やホーム
ページ等で公表するとともに、必要に応じて文章の一部や写真等を活動PRなどに使用しま
す。ただし、前述以外の目的では使用いたしません。

③助成企業等のイメージを低下させる行為をしないこと。

9. 助成金の支払い

助成金は、助成を受ける団体から「実施報告書」が提出された後、「助成金交付申請書」に基づ
き銀行口座に振り込みます。

10. その他

※「武州・入間川プロジェクト」の広報活動にご協力していただく場合があります。

11. 申請書の提出及び問い合わせ先

○入間川環境保全支援委員会事務局

公益財団法人 埼玉県生態系保護協会内

〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町 1-103-1 YKビル 5F

TEL 048-645-0570

FAX 048-647-1500

Eメール iruma-project@ecosys.or.jp

○提出期限

令和8年3月13日（金）までに郵送、FAX 又は電子メールで提出